

1 沖縄電力株式会社の高圧部門の料金規制解除に伴う

2 「特別な事後監視」について（報告徵収）

3 (趣旨)

4 第 87 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策
5 小委員会（以下「電ガ小委」という。）において、沖縄電力株式会社（以下「沖
6 縄電力」という。）に対し、料金規制が解除される高圧部門の小売料金について、
7 合理的でない値上げが行われないよう、「特別な事後監視」を実施することが決
8 議され、その具体的な監視方法については、第 15 回制度設計・監視専門会合に
9 おいて了承されたことから、御報告させていただく。

10 また、当該方法に基づく特別な事後監視を行うに当たって、沖縄電力に対し
11 て、電気事業法に基づく報告徵収を実施することが必要であると考えており、そ
12 の内容についてご審議いただく。

13 1. 経緯

14 2025 年

15 ・2月 28 日 第 86 回電ガ小委において、沖縄エリアの現状と高圧部門における規制の在り方について整理

16 一 沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で 12.2% に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか。

17 二 他方で、高圧部門の料金規制等の解除に当たっては、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認するなど、ガス事業における指定旧供給区域等の指定の解除の例も参考に、需要家保護の観点から必要な措置を講ずることが適当と考えられる。このため、電力・ガス取引監視等委員会に対して、沖縄エリアの高圧部門の料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見を聞くこととしてはどうか。

18 ・3月 21 日 第 564 回電力・ガス取引監視等委員会において、「沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の料金規制等を解除することは差し支えないと考える。とともに、「料金規制等の解除がされた後、3 年間は、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施する。」ことを決議し、経済産業大臣へ回答。その際、特別な事後監視の詳細設計については、制度設計・監視専門会合にて検討することと決議。

19 ・3月 31 日 第 87 回電ガ小委において、沖縄電力の高圧部門の料金規制について 2026 年 4 月 1 日を目途に解除することが決定。

20 ・10月 15 日 改正省令（電気事業法施行規則等）公布。

39 ・11月21日 第15回制度設計・監視専門会合において、沖縄電力の高圧部
40 門の料金規制解除に伴う「特別な事後監視」の詳細設計を審議し、了承。

2. 沖縄電力の高圧部門における特別な事後監視の方法

(第15回制度設計・監視専門会合において了承された内容(別添1))

沖縄電力が同社のホームページにおいて公表している「主な料金メニューにおける支払額」に掲げる代表的な高圧部門の4つのメニュー^注（以下の表を参照）を対象とし、これらの料金推移を確認していく。

注：沖縄電力が令和7年1月7日に公表した標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年4月1日から適用）において定めているメニューであり、令和8年3月31日までは特定小売供給約款にて定めているもの。

＜主な料金メニューにおけるお支払い額＞

※沖縄電力のホームページより抜粋（一部修正）

	契約メニュー	契約電力	ご使用量	最低料金 基本料金①	電力量料金②
高圧 (500kW未満)	業務用電力	90kW	16,200kWh 夏季4,860kWh その他季11,340kWh	約15万円	約52万円
	高圧電力A	80kW	18,400kWh 夏季4,970kWh その他季13,430kWh	約13万円	約55万円
高圧 (500kW以上)	業務用電力	700kW	150,500kWh 夏季45,150kWh その他季105,350kWh	約117万円	約479万円
	高圧電力B	800kW	240,000kWh 夏季64,800kWh その他季175,200kWh	約153万円	約697万円

契約メニュー
一毎に料金
推移を確認
していく

(例) 高圧 (500 kW未満) 業務用電力

・基本料金 : $1,967.93 \text{ (円/kW)} \times 90 \text{ (kW)} \times 85 \text{ (\%)} \text{ (力率割引)} = 150,547 \text{ (円/月)}$

・電力量料金：夏季 32.87 (円) $\times (19,440 \text{ (kW h)} \times 3 / 12 \text{ (月)}) + \text{その他季} 31.38$ (円)

$$\times (15,120 \text{ (kW h)} \times 9 / 12 \text{ (月)}) = 515,597 \text{ (円)}$$

計 : 666,144 円

3. 当委員会の対応方針（電気事業法に基づく報告徴収（案））

ガス事業における「特別な事後監視」においては、その対象となる旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者に対し、ガス事業法に基づく報告徴収を行い、そこで得た情報を基にガス料金水準の変動及びガス料金の合理的でない値上げを行っていないかを確認している。

66 これに準じて、沖縄電力に対しては高圧部門の料金に係る情報について、電
67 気事業法に基づく報告徴収を行い、そこで得た情報を基に電気料金水準の変動
68 及び合理的でない値上げを行っていないかを確認することとしたい。

69 報告徴収の概要は以下のとおり、報告徴収案は別添2のとおり。

70

71 <報告徴収の概要>

72 以下の内容について、四半期毎に、上記2. の4つのメニューにおける毎
73 月分の情報提供を求める。

- 74 ①基本料金単価（円）
75 ②契約電力（kW）
76 ③力率割引（%）
77 ④夏季料金（円）
78 ⑤夏季使用量（kWh）
79 ⑥その他季料金（円）
80 ⑦その他季使用量（kWh）

81 また、標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）の改定を行った場合には
82 改定内容及び改定理由の報告を求める。

83

84 <報告徴収による情報提供を求める期間>

85 令和8年度第1四半期以降、令和10年度第4四半期までの間（3年間）、
86 毎四半期ごとに、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報
87 告を求める。

88

以上

沖縄電力の高圧部門の料金規制解除に伴う 「特別な事後監視」の詳細設計について

第15回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2025年11月21日（金）



電力・ガス取引監視等委員会

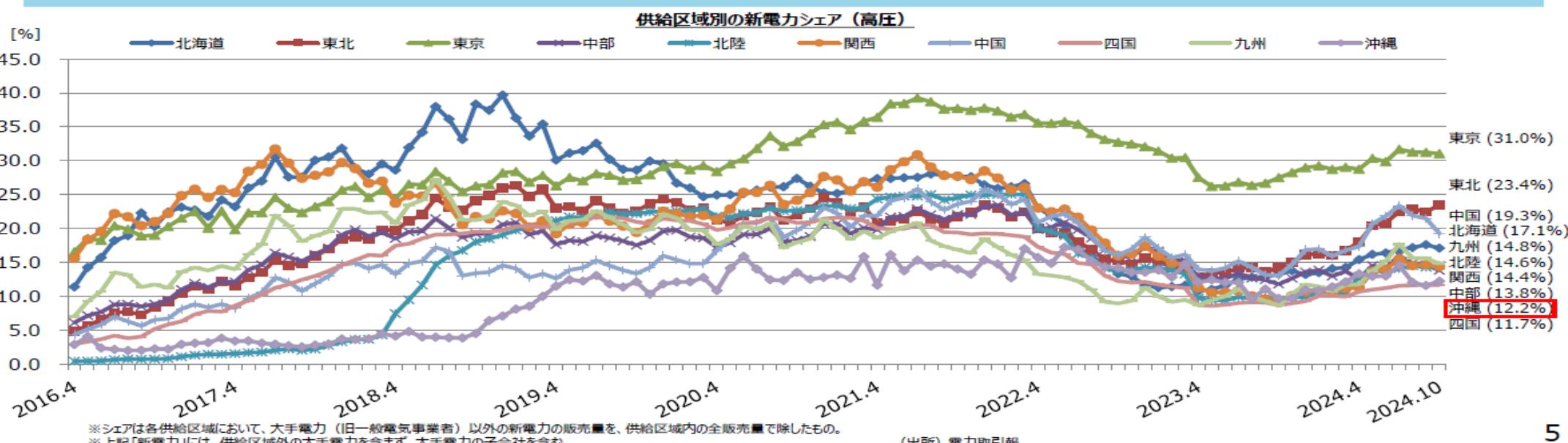
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の議論

- 第86回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「電力小委」という。）において、沖縄エリアの現状と高圧部門における規制の在り方について、以下のとおり整理され、2025年3月10日付で経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）委員長へ意見聴取がなされた。
 - ✓ 沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか。
 - ✓ 他方で、高圧部門の料金規制等の解除に当たっては、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認するなど、ガス事業における指定旧供給区域等の指定の解除の例も参考に、需要家保護の観点から必要な措置を講ずることが適当と考えられる。このため、電力・ガス取引監視等委員会に対して、沖縄エリアの高圧部門の料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見を聞くこととしてはどうか。
- 当委員会は、この意見聴取に対し、第564回委員会において、「沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の料金規制等を解除することは差し支えないと考える。」とともに、「料金規制等の解除がされた後、3年間は、沖縄電力株式会社の指定旧供給区域における高圧部門の小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施する。」ことを決議し、経済産業大臣へ回答をした。その際、特別な事後監視の詳細設計については、制度設計・監視専門会合にて検討することとした。
- 第87回電力小委において、沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）の高圧部門の料金規制を2026年4月1日を目途に解除することが決定され、同年10月15日付で、改正省令（電気事業法施行規則等）が公布された。
- 本日は沖縄電力の高圧部門における特別な事後監視の方法について、ご審議いただきたい。

沖縄エリアの現状と高圧部門における規制の在り方について

- 沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか。
- 他方で、高圧部門の料金規制等の解除に当たっては、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認するなど、ガス事業における指定旧供給区域等の指定の解除の例も参考に、需要家保護の観点から必要な措置を講ずることが適当と考えられる。このため、電力・ガス取引監視等委員会に対して、沖縄エリアの高圧部門の料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見を聞くこととしてはどうか。



参考2：電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第64号）による改正前の電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）の一部改正

<新・改正前の電気事業施行規則（抜粋）>

（電気の使用者の需要規模）

第2条の2 法第2条第1項第7号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として50キロワット以上の者の需要に該当することとする。

<旧・改正前の電気事業施行規則（抜粋）>

（電気の使用者の需要規模）

第2条の2 法第2条第1項第7号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として50キロワット以上の者の需要
- (2) 沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として2,000キロワット以上の者の需要

<旧電気事業法（抜粋）>

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)～(6) 略
- (7) 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第17条第1項第1号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。

沖縄電力の高圧部門における「特別な事後監視」の方法（案）

- 沖縄電力の高圧部門における特別な事後監視方法について、沖縄電力が同社のホームページにおいて公表している「主な料金メニューにおける支払額」に掲げる代表的な高圧部門の4つのメニュー（以下の表を参照）を対象とし、これらの料金推移を確認していくこととしてはどうか。具体的には、料金改定が行われた場合に、その変動を確認し、合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。

※注：沖縄電力が令和7年1月7日に公表した標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年4月1日から適用）において定めているメニューであり、令和8年3月31日までは特定小売供給約款にて定めているもの。
＜主な料金メニューにおけるお支払い額＞※沖縄電力のホームページより抜粋（※一部修正）

	契約メニュー	契約電力	ご使用量	最低料金 基本料金①	電力量料金②	
高圧 (500kW未満)	業務用電力	90kW	16,200kWh 夏季4,860kWh その他季11,340kWh	約15万円	約52万円	契約メニュー毎に料金推移を確認していく
	高圧電力A	80kW	18,400kWh 夏季4,970kWh その他季13,430kWh	約13万円	約55万円	
高圧 (500kW以上)	業務用電力	700kW	150,500kWh 夏季45,150kWh その他季105,350kWh	約117万円	約479万円	
	高圧電力B	800kW	240,000kWh 夏季64,800kWh その他季175,200kWh	約153万円	約697万円	

（例）高圧（500kW未満）業務用電力

・**基本料金** : $1,967.93 \text{ (円/kW)} \times 90 \text{ (kW)} \times 85 \text{ (\%)} \text{ (力率割引)} = 150,547 \text{ (円/月)}$

・**電力量料金** : 夏季 $32.87 \text{ (円)} \times (19,440 \text{ (kWh)} \times 3 / 12 \text{ (月)})$ + その他季 $31.38 \text{ (円)} \times (15,120 \text{ (kWh)} \times 9 / 12 \text{ (月)}) = 515,597 \text{ (円)}$

計 : 666,144円

参考：ガス事業における「特別な事後監視」の内容

第29回総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会 資料3

事後監視について（第28回ガスシステム改革小委員会資料8より抜粋）

- 第24回ガスシステム改革小委員会においては、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者や、経過措置料金規制が解除された旧一般ガス事業者の小売料金に係る事後監視の必要性について指摘があったところであり、この具体的な内容をどうするかが論点。

<事後監視の具体的な内容について>

- 前述のとおり、小売全面自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則。
- このため、仮に上記のような旧一般ガス事業者に対して総括原価方式を前提とした小売料金に係る事後監視を行うこととした場合、結果として経過措置料金規制を課していることと実質的に同義であることから適当ではない一方、こうした旧一般ガス事業者が小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視していくことは需要家保護の観点からは有意義である。
- この点、現在の一般ガス事業者は、標準家庭における1ヶ月のガスの使用量を公表しているところ（例えば、東京ガスでは32m³、大阪ガスでは33m³、東邦ガスでは31m³）、当該使用量を前提としたガス料金の推移を引き続き確認していくことにより、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者が、原料費や託送料金の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを監視していくこととしてはどうか。（仮に、合理的でない値上げを行っている場合には、業務改善命令が発動され得る。）（注1）

(注1) 国が旧一般ガス事業者に対して経過措置料金規制を課さない、あるいは解除すると判断した場合には、その後は、業務改善命令に係る規定を背景とした事後規制に移行することが原則。このため、こうした判断を行った後、仮に旧一般ガス事業者による小売料金の合理的でない値上げがあった場合には、業務改善命令をもって対処することとし、原則として、再指定は行わないこととする。

1 別添 2

2 経済産業省

3 公 印 省 略
4 202●●●●電委第●号
5 令 和 年 月 日
6

7 沖縄電力株式会社
8

9 代表取締役社長 社長執行役員 本永 浩之 殿
10

11 電力・ガス取引監視等委員会委員長 横山 明彦
12

13 高圧部門料金の運営状況について（報告徴収）
14

15 上記の件について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2
16 項の規定により委任された第106条第3項の規定による権限に基づき、下記
17 の項目について、別添様式1及び様式2により報告することを求めます。

18 なお、当該報告の内容を踏まえ、追加的に報告及び資料の提出を求めることが
19 あります。

20 記

21 1. 報告対象の料金メニュー

22 ①高圧（500 kW未満）

23 • 業務用電力

24 • 高圧電力A

25 ②高圧（500 kW以上）

26 • 業務用電力

27 • 高圧電力B

36 2. 報告内容

37 (1) 上記1. 報告対象の料金メニューにおける以下の情報について、別添様式
38 1に記載すること。

- 39 ①基本料金単価（円）
40 ②契約電力（kW）
41 ③力率割引（%）
42 ④夏季料金（円）
43 ⑤夏季使用量（kWh）
44 ⑥その他季料金（円）
45 ⑦その他季使用量（kWh）

46 (2) 報告対象の料金メニューについて、標準的な電気供給条件（高圧・特別高
47 圧）の改定を行った場合は、新旧料金及び改定理由を別添様式2に記載す
48 ること。

49

50 3. 報告期限

51 令和8年度第1四半期以降、令和10年度第4四半期までの間、毎四半期ご
52 とに、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告すること。

53

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、当委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求
に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対す
る裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの
処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年
を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる
場合があります。

54

標準的な高圧料金水準報告書

事業者名	沖縄電力株式会社 殿
報告対象時期	令和 年度第 半期
報告年月日	年 月 日

項目	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本料金単価(円)	a											
契約電力(kw)	b											
力率割引(%)	c											
基本料金(円)	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季料金(円)	e											
夏季使用量(kwh)	f											
夏季標準料金(税込み)(円)	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他季料金(円)	h											
その他季使用量(kwh)	i											
その他季標準料金(税込み)(円)	j	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季+その他季標準料金(税込み)(円)	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本料金+電力量料金(円)	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

記載要領

1. 黄色で塗りつぶされたセルに指定された項目を記入する。
2. 標準料金として使用しているメニューの料金改定を行った場合には、新旧料金表及び改定理由を様式2に記載する。

項目	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本料金単価(円)	a											
契約電力(kw)	b											
力率割引(%)	c											
基本料金(円)	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季料金(円)	e											
夏季使用量(kwh)	f											
夏季標準料金(税込み)(円)	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他季料金(円)	h											
その他季使用量(kwh)	i											
その他季標準料金(税込み)(円)	j	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季+その他季標準料金(税込み)(円)	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本料金+電力量料金(円)	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

記載要領

1. 黄色で塗りつぶされたセルに指定された項目
2. 標準料金として使用しているメニューの料金

項目	令和9年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本料金単価(円)	a											
契約電力(kw)	b											
力率割引(%)	c											
基本料金(円)	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季料金(円)	e											
夏季使用量(kwh)	f											
夏季標準料金(税込み)(円)	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他季料金(円)	h											
その他季使用量(kwh)	i											
その他季標準料金(税込み)(円)	j	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季+その他季標準料金(税込み)(円)	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本料金+電力量料金(円)	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

記載要領

1. 黄色で塗りつぶされたセルに指定された項目
2. 標準料金として使用しているメニューの料金

項目	令和10年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本料金単価(円)	a											
契約電力(kw)	b											
力率割引(%)	c											
基本料金(円)	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季料金(円)	e											
夏季使用量(kwh)	f											
夏季標準料金(税込み)(円)	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他季料金(円)	h											
その他季使用量(kwh)	i											
その他季標準料金(税込み)(円)	j	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夏季+その他季標準料金(税込み)(円)	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本料金+電力量料金(円)	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

記載要領

1. 黄色で塗りつぶされたセルに指定された項目
2. 標準料金として使用しているメニューの料金

標準料金として使用しているメニューの改定に伴う報告

新旧料金表		改定理由
旧料金	新料金	

1 (参考)
2 ○電気事業法（昭和39年法律第70号）（抄）
3
4 (権限の委任)
5 第114条 (略)
6 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条、第106条第9
7 項及び第10項並びに第107条第7項の規定による権限並びに第106条
8 第3項及び第8項並びに同条第12項（卸電力取引所に係るものに限る。）並
9 びに第107条第2項及び第6項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るもの
10 に限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）
11 を委員会に委任することができる。
12 3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、
13 その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
14 4～6 (略)
15
16 (報告の徴収)
17 第106条 (略)
18 2 (略)
19 3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要
20 な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配
21 電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特
22 定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出
23 をさせることができる。
24 4～13 (略)
25
26 ○電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）
27
28 (報告の徴収)
29 第46条 (略)
30 2 法第106条第3項の規定により経済産業大臣が報告又は資料の提出をさ
31 せることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
32 事項とする。
33 (1) 小売電気事業者等 次に掲げる事項（小売供給契約の締結の媒介、取次
34 ぎ又は代理を業として行う者にあつては、口に掲げる事項に限る。）
35 イ 小売電気事業の運営に関する事項
36 口 小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項
37 (2)～(7) (略)
38 3～5 (略)